

概要版



裾野市 子ども・若者計画

令和8年度～令和11年度

すべてのこどもや若者を尊重し、
みんなが共に育つまち すその

令和8年3月
裾野市

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では人口減少や少子化の急速な進行、地域コミュニティの変容、さらにはデジタル化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした状況下で、子ども・若者たちが置かれる状況は一層深刻なものとなっています。

裾野市においては、「こども大綱」や静岡県が定める「しずおかこども幸せプラン（静岡県こども計画）」を踏まえ、令和6年度に「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべてのこどもや若者を尊重し、みんなが共に育つまち すその」の実現を目指し、子育て支援に関する様々な施策を進めています。

「第3期子ども・子育て支援事業計画」と理念を共有し、子ども・若者が健やかで幸せに成長できるよう施策を展開するため、市における子ども・若者に関する施策を総合的、計画的に推進するために「子ども・若者計画」を策定します。2つの計画を合わせて「裾野市こども計画」となります。

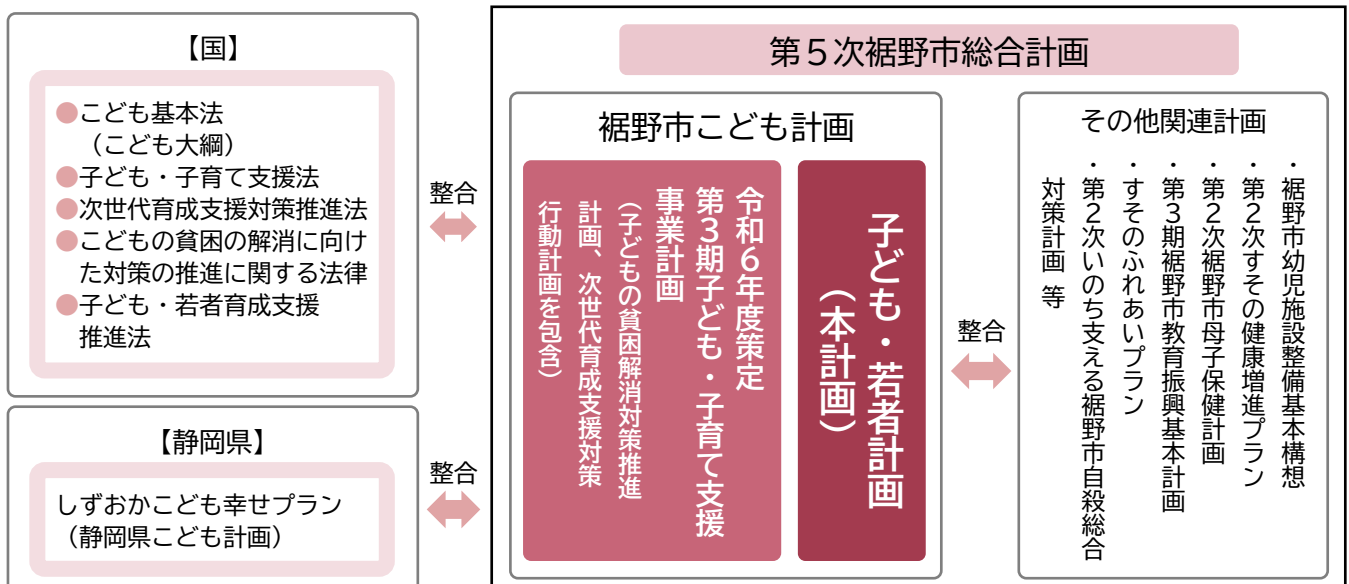
2 法的な位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」です。

本市では、令和6年度に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」と合わせて、こども基本法第10条第2項に定める「市こども計画」となり、子ども・若者への施策を明確にしていきます。

3 関連計画との位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第5次裾野市総合計画」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置づけ、策定するものです。また、「こども大綱」や「しずおかこども幸せプラン（静岡県こども計画）」をはじめ、関連計画との整合性を図るものとします。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間です。

また、計画期間内において、子ども・若者支援に関連する状況に変化が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 基本理念

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。そして、従来の「子育て当事者」の視点だけでなく、子どもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていくことが求められています。

本市では、令和2年度に策定された「第5次裾野市総合計画」において、“みんなが誇る豊かな田園未来都市すその”をまちの将来像としています。また、一体的に策定された「第2期裾野市総合戦略」では、基本目標の一つに「すべての起点となるひとつづくり “共育”」を掲げ、人と人の関係を豊かにすることや、みんなで子育てをすること、子どもたちの生きる力を育むことが方向性として示されています。

以上のような背景を踏まえて、本計画では、以下のとおり基本理念を定め、子ども・若者支援施策の一層の推進を図ります。

基本理念

**すべての子どもや若者を尊重し、
みんなが共に育つまち すその**



6

施策の体系

基本理念

すべての子どもや若者を尊重し、みんなが共に育つまちすその

基本目標

基本目標 1

子ども・若者がひとりひとり
役割をもち自立するまちの実現

基本目標 2

子ども・若者が輝くために
健全に生活できるまちの実現

基本方針/施策の方向性

1 子ども・若者の自己形成と自立の促進

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- (3) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- (4) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

2 子ども・若者の健やかな成長を支える教育の確保

- (1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の充実等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) 居場所づくり
- (4) 体罰や不適切な指導の防止

3 子ども・若者の健康の確保

子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

4 包括的な相談体制の確保・充実

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

5 子ども・若者の困難な状況ごとの支援

- (1) いじめ防止
- (2) 不登校の子ども・若者への支援
- (3) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
- (4) 高等教育の就学・修学支援と高校生の中退予防・中退後の支援

主な取り組み

担当部署

○人権教育の充実 ○人権啓発活動の推進 ○わたしの主張大会の実施

○小中学校における社会学習や体験の実施

○就職相談会の実施 ○内職相談の実施 ○地方就職学生支援金制度の実施
○移住・就業支援金制度の実施 ○生活・就労に関する支援

○結婚支援事業の実施 ○勤労者住宅建設資金・教育資金利子補給事業の実施

学校教育課
子育て支援課
生涯学習課
産業観光スポーツ課
渉外課
総合福祉課

○きめ細やかな学習指導の推進 ○校則見直しのプロセスにおける児童生徒の参画 ○校外教育支援センター（ふれあい教室）の運営 ○幼保こ小接続の支援 ○就学援助費の支給 ○特別支援就学奨励費の支給 ○コミュニティスクールの充実 ○幼児教育・保育環境の整備 ○幼児教育・保育の質向上事業の実施

○教養講座の実施 ○こども体験教室の実施 ○スポーツイベントの開催 ○出前講座の開催の支援 ○吹奏楽フェスティバルの実施 ○市民芸術祭の実施 ○家庭教育充実支援制度（すそのまなび家デー）の実施 ○生涯学習人材登録制度『身近な先生』の推進 ○はたちの会の実施 ○わたしの主張大会の実施（再掲）○社会教育振興事業費の補助

○『こども食堂』運営の支援 ○すそのん寺子屋（放課後子ども教室）の実施 ○放課後児童健全育成事業（放課後児童室）の実施 ○部活動地域展開事業の実施 ○こどもの居場所事業の実施 ○公園の管理運営の実施（公園整備事業）
○校外教育支援センター（ふれあい教室）の運営（再掲）○学習スペースの充実

○教職員向けのコンプライアンス研修の充実 ○教職員の相談・報告体制の整備
○保護者・児童生徒への啓発活動の実施 ○相談窓口の整備

学校教育課
幼稚園・保育園課
教育総務課
生涯学習課
鈴木図書館

○ライフステージを通じた相談体制の充実 ○すそのんほっと相談の実施 ○医療的ケア児への支援 ○学校における心のケア体制の確保 ○子育てガイドブックの展開 ○こども家庭センターでの支援 ○子育てや家族の健康に関する相談体制の充実 ○育児教室の開催 ○不妊不育症治療費補助金の交付

健康推進課
子育て支援課
学校教育課
幼稚園・保育園課
総合福祉課

○ライフステージを通じた相談体制の充実（再掲）○こころの健康相談の実施 ○特別支援巡回相談員事業の実施 ○すそのんほっと相談の実施（再掲）○生活・就労に関する支援（再掲）

健康推進課
子育て支援課
学校教育課
総合福祉課

○スクールカウンセラーの配置 ○いじめ防止対策の推進

○すそのCOCOLOプランの推進 ○魅力ある学校づくりの推進 ○すそのんほっと相談事業の実施（再掲）○教育相談事業の実施 ○校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）事業の実施
○校外教育支援センター（ふれあい教室）運営事業の実施（再掲）○ほっとカフェの実施

○SOS 出し方教室の実施 ○相談の広報啓発の実施 ○補導センターの運営

○進学準備給付金の利用促進 ○市育英奨学金の貸付 ○子どもの進路選択の支援

学校教育課
健康推進課
総合福祉課
生涯学習課

7 施策の展開

基本目標1 子ども・若者がひとりひとり役割をもち自立するまちの実現

基本方針1 子ども・若者の自己形成と自立の促進

(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

【方針内容】

市と学校、地域コミュニティ、家庭が連携し、子ども・若者が自らの意思で社会に関わり、尊厳をもって成長できる社会の実現に向け人権教育や啓発活動などの取り組みを推進します。また、子ども・若者の意見を広く市の施策や地域の活動の中に反映させていくように努めます。

(2) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【方針内容】

市や学校、企業等が連携し、若者が安心して成年を迎えるために知識や経験を獲得する環境づくりを推進します。



(3) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

【方針内容】

安定した雇用環境の整備と、若者が安心して働き続けられる制度づくりを通じて、若者の社会参加と経済的自立を支援します。

(4) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

【方針内容】

市は、若者のライフステージに寄り添いながら、結婚・家庭形成を後押しする環境づくりを関係機関と連携して推進します。



基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を支える教育の確保

(1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の充実等

【方針内容】

校則の見直し、教職員の資質向上、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けるインクルーシブ教育、ICTをはじめとして多様な教育内容の提供、地域住民との連携などを通じて、子どもが自信を持って成長できる教育・保育環境の構築を推進していきます。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【方針内容】

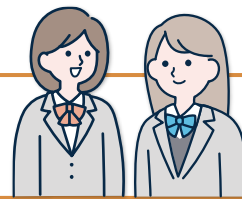
市、家庭、学校、園、企業、地域のコミュニティなどが、子どもや若者の多様な年齢や特性に応じた、学校だけでは与えることのできない多様な機会や体験を提供するために体制を確保し、また、市民が機会や体験を提供できる仕組みを整えることで、子どもや若者の成長と将来の可能性の拡大につなげます。



(3) 居場所づくり

【方針内容】

こども食堂、学習支援など多様な居場所の整備・支援を通じて、孤立の防止や健やかな成長を支える環境づくりを進めていきます。



(4) 体罰や不適切な指導の防止

【方針内容】

子どもたちが安心して学べる教育環境を整備するために、市と学校でともに環境づくりを推進します。

基本目標2 子ども・若者が輝くために健全に生活できるまちの実現

基本方針3 子どもや若者の健康の確保

■ 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【方針内容】

予防・診療・支援が一体的に提供できるようにするため、医療機関、保健所、学校、福祉機関などが連携し、心身の健康課題に対応できる仕組みを構築します。さらに、出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアについて広く啓発し、将来の妊娠や出産に備えた健康づくりや身体管理に取り組めるよう、必要な支援を行います。



基本方針4 包括的な相談体制の確保・充実

■ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【方針内容】

専門機関や地域の支援団体と連携し、若者ひとりひとりの声に寄り添いながら相談に応じます。相談で得た情報から、各種支援につなげることで切れ目のない支援体制を構築します。

基本方針5 子ども・若者の困難な状況ごとの支援

(1) いじめ防止

【方針内容】

市、学校、家庭、地域住民など子どもに関わる大人が連携し、子どもの声に耳を傾ける体制を構築するとともに、教職員の研修や相談支援の充実を図ることが求められます。いじめの重大性を社会全体で共有し、子どもの尊厳を守るための取り組みを継続的に推進していきます。



(2) 不登校の子どもや若者への支援

【方針内容】

学校復帰に限らず、教育支援センターやフリースクール、バーチャルスクールなど多様な学びの場の活用を含め、社会的自立を目的とした、子どもが安心して過ごせる環境づくりが重要です。市と関係機関が連携し、子どもの自立と成長を支える切れ目のない支援体制の構築を推進します。

(3) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

【方針内容】

子ども・若者が安心して生活できる環境を、家庭や学校、補導員などの関係機関の連携、保護者へのリテラシーの啓発などを行い整備します。

(4) 高等教育の就学・修学支援と高校生の中退予防・中退後の支援

【方針内容】

進学を希望する学生が経済的負担等で断念することのないように、多様な進路や学びの選択肢を保障し若者が自らの可能性を伸ばせるよう、経済的な支援を推進します。また、高校生が中退に至る背景を丁寧に把握し、早期の相談支援や経済支援を行います。学校を中退した後も進路相談や就労支援などを通じて、若者が社会とのつながりを持ち将来に希望を持てるよう、支援体制を構築します。

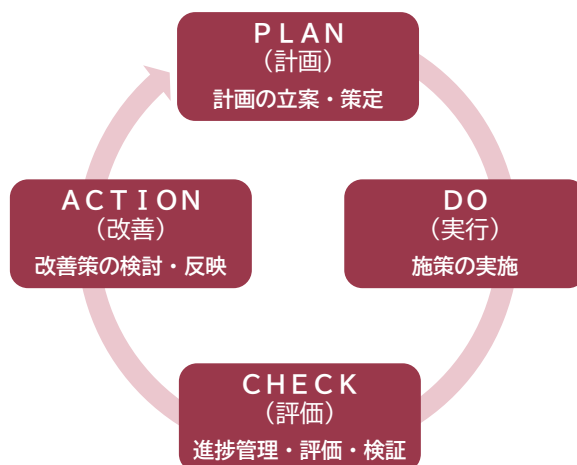


8 計画の推進体制

本計画の推進は、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子ども・子育て支援事業者、学校、民間企業、関連団体、市民等の各主体と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな子ども・若者支援についても早期の対応に向けて、取り組んでいきます。

9 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、裾野市子ども・子育て会議を検証する場と定めて、若者世代について幅広い知見を得るため、関連団体と連携して定期的な進捗状況の把握を行います。また、それぞれの子ども・若者支援施策の点検・評価を主管課で毎年度実施し、PDCAサイクルを確立していきます。



裾野市 子ども・若者計画（概要版）

令和8年3月

発行：裾野市

編集：裾野市 子育て部 幼稚園・保育園課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

TEL 055-995-1822 FAX 055-992-3681